

第4編 排水設備の事務取扱い

第1章 指定工事店と排水設備責任技術者

(藤沢市下水道条例説明)

1. 1 指定工事店制度の目的 (条例第6条関係)

本市では、公共下水道、流域下水道の適正な維持管理を図るため、公共下水道及び暗渠となっている下水道へ宅地内の下水を排除するために設ける排水設備等の工事については、下水道法・同法施行令・藤沢市下水道条例・同条例施行規則（以下「法令」という。）で定める技術上の基準に適合するよう、すべての排水設備工事は、市長が指定する指定工事店でなければ行うことができない。

1. 2 指定工事店と排水設備責任技術者 (条例第7条・第17条関係)

指定工事店の指定を受けるには、条例第7条に規定する各要件を備えていなければならないが、特にその要件のひとつとして神奈川県下水道協会が行う認定試験に合格し、もしくは更新講習を受講し藤沢市に登録した排水設備工事責任技術者を専属させなければならない。

これは、指定工事店制度の目的である法令の技術上の基準に適合した適正な排水設備の工事を確実に指定工事店が行うため、必要な知識技能をもった排水設備工事責任技術者にこの工事の設計及び施工を行わせることとするものである。

1. 3 指定工事店の義務 (条例第12条関係)

指定工事店制度の目的達成のため指定工事店は種々の義務を課せられている。従って、指定工事店が実際にその業務を遂行するにあたり万一これらの義務に違反した場合は、当然指定の取り消し等の処分を受けることにもつながるので、この業務を遵守するという事は特に重要である。

- (1) 排水設備の新設等の工事の申込みを受けたときは正当な理由がない限り拒否しないこと。
- (2) 排水設備の新設等の設計及び施工は、適正な価格で誠実かつ迅速に実施すること。
- (3) 排水設備の新設等の工事の請負契約の締結に際しては、請負代金の額、工事着手の時期、工事完成の時期その他必要事項を明示すること。
- (4) 排水設備の新設等の完成検査合格後において1年以内に生じた故障については、無償で補修すること。ただし、不可抗力または使用者側の故意もしくは過失によるものと認められるものについては、この限りではない。
- (5) 排水設備の新設等の工事は、専属の責任技術者にその技術に関する全ての事項を担当させること。
- (6) その計画について条例第5条第1項前段の規定による確認を受けていない排水設備の新設等の工事を施工しないこと。
- (7) 名義を他人に貸与し、または、下請人に工事を施工させないこと。
- (8) 排水設備の新設等の工事に使用する材料は、市長が指定する規格のもの、または別に定めるところにより、市長がこの市の区域内における排水設備材料として適当なものと認定したものとすること。
- (9) 工事の施工に関する使用人の行為については、全て責任を負うこと。
- (10) 災害等の緊急事態が発生した場合において、市長から協力の要請があったときは、これに協力するように努めること。

1. 4 指定工事店の資格要件（条例第7条関係）

指定工事店として市長の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 専属して従事する責任技術者を1人以上置くこと。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び機械器具を有すること。
- (3) 神奈川県内の区域内に営業所が存すること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 条例第15条第1項の規定により指定工事店としての指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 条例第23条第1項の規定により責任技術者としての登録を抹消され、その抹消の日から起算して2年を経過しない者
 - エ 業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であつて、役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

1. 5 排水設備責任技術者（条例第17条関係）

排水設備責任技術者は、神奈川県下水道協会が行う資格認定試験に合格等をし、藤沢市に登録した者である。

この排水設備責任技術者と指定工事店の関係については、「1. 2」で述べたとおりであり、排水設備責任技術者は、この指定工事店制度の目的と自己の職責を十分に認識しその職務と義務を確実に履行しなければならない。

(1) 排水設備技術者の職務（条例第22条関係）

排水設備責任技術者は、排水設備の新設等の設計及び工事の施工に関する一切の事項にあたらなければならない。

排水設備責任技術者が、排水設備の設計をする場合は、法令の技術上の基準に適合するよう設計し、その工事の監督管理にあたっては、条例第5条に規定する排水設備等の計画について市長の確認を受けたものに基づいて適正な工事を施行するよう努めなければならない。また市長の検査時に立会いを拒んではならない。

(2) 排水設備責任技術者の義務（条例第19条第2項関係）

排水設備責任技術者は、工事の監督管理にあたる時は、常に、排水設備責任技術者証を携帯し関係人の請求があつたときは提示を拒んではならない。

(3) 排水設備責任技術者の資格及び欠格事項（条例第17条関係）

1. 責任技術者となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 神奈川県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験に合格した者。
- ② 協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者の資格認定のための更新講習（以下「更新講習」という。）の課程を修了した者。
- ③ この市の技術職員として通算して5年以上下水道工事に関する実務に従事した者であつて、その職務の経歴により責任技術者の業務を行うのに十分な知識を有すると市長

が認めたもの。

2. 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者としての登録を受ける事ができない。

① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権できないもの。

② 第23条第1項の規定により登録の抹消の処分を受け、その処分の日から起算して2年を経過しない者。

1. 6 指定工事店の取消しまたは効力の停止（条例第15条、第16条関係）

指定工事店が次の各号のいずれかに該当すると認められたときには、指定の取消し、または一定期間指定した効力を停止することがあり、排水設備の設計、施工を行うことができない。

(1) 不正の手段又は虚偽の申請により指定工事店の指定を受けたとき。

(2) 第7条の規定に適合しなくなったとき。

(3) 第12条の規定に違反したとき。

(4) 第13条又は前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) 排水設備の新設等の設計及び工事の施工について不正があったとき。

(6) その施工する排水設備の新設等の工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与える恐れが大である場合において、市長が命じる措置を執らなかつたとき。

指定工事店は、上記(1)～(6)の規定により指定を取消し又は停止されたとき、または営業を廃止したときは、市長に指定工事店証を速やかに返納しなければならない。

1. 7 排水設備責任技術者の登録の抹消及び停止（条例第23条、第24条関係）

責任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合、市長は、当該排水設備技術者等の登録を取消し、又は停止することができる。これにより排水設備工事責任技術者登録取消等決定通知書を受けたときは市長に責任技術者証を速やかに返納しなければならない。

(1) 不正の手段又は虚偽の申請により責任技術者の登録を受けたとき。

(2) 第17条第2項第1号に該当することとなったとき。

(3) 第20条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第22条第2項の規定に違反したとき。

(5) 排水設備の新設等の設計及び工事の施工について不正があったとき。

1. 8 指定工事店の指定の有効期間とその更新（条例第8条、第11条関係）

指定工事店の登録の有効期間は、5年である。したがって、指定工事店の指定を受けている有効期間満了後にも引き続いて指定を受けようとするときは、その満了の日の30日前までに更新の申請をしなければならない。

1. 9 責任技術者証の有効期間とその更新（条例第18条、第21条関係）

排水設備技術者証等の登録の有効期間は5年である。したがって、有効期間満了後も引き続き排水設備責任技術者として登録を受けようとする者は、その期間満了の日30日前までに継続の申請の手続きをしなければならない。その責任技術者証の更新手続きを怠ると、その資格を失うこととなるので注意すること。

第2章 指定工事店等の申請の手続き

2. 1 指定の申請（条例第8条、工事店規則第3条関係）

指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定更新申請書（以下「指定申請書」という。）を作成し必要書類を添えて、市長へ提出すること。

指定申請書に添付する書類

- (1) 個人である場合においては、住民票の抄本並びに履歴書、印鑑登録証明書及び条例第7条第4号アに該当しない旨の証明書※
- (2) 法人である場合においては、登記事項証明書、定款の写し、代表者の履歴書及びその者の印鑑の証明書並びに役員が条例第7条第4号アに該当しない旨の証明書※
- (3) 営業所及び倉庫等の平面図及び写真並びに営業所及び倉庫等付近の地図
- (4) 専属の責任技術者の名簿及びその者との雇用関係を明らかにする書類
- (5) 排水設備の新設等の工事の施工に必要な機械及び器具並びに設備を記載した書類
- (6) 実印以外に通常使用する印鑑がある場合にはその届出書

市長は、指定の申請書を受けたときは、内容を審査して、この適否を決定し、排水設備指定工事店指定等決定通知書により通知する。この場合、指定を適当と認めるときは、藤沢市排水設備指定工事店証を申請者に交付する。なお手数料は10,000円である。

指定を受けた工事店は、上記指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げておかなければならない。

※成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類として法務局で発行する「登記されていないことの証明書」と、破産者でないことを証する書類として本籍地の役所の発行する「身分証明書」の両方が監査役を含む役員全員分必要。

2. 2 指定の更新の申請（条例第11条、工事店規則第3条関係）

指定工事店は、指定期間満了後も引き続き指定を受けようとするときは、その満了の日の30日前までに、排水設備指定工事店指定更新申請書に、新規の指定と同じ書類を添付して提出しなければならない。

上記書類の更新申請があったときは、その適否を決定し、排水設備指定工事店指定等決定通知書により通知される。

指定の更新を受けた工事店は、新たな指定工事店証が交付される。なお手数料は5,000円である。

2. 3 指定工事店の異動の届出（条例第13条、工事店規則第8条関係）

指定工事店は、次の事由が生じた場合は、速やかに排水設備指定工事店異動届を提出しなければならない。

- (1) 営業所を移転したとき
- (2) 商号を変更したとき
- (3) 組織を変更したとき
- (4) 営業権を譲渡したとき
- (5) 専属の責任技術者に異動があったとき
- (6) 役員に異動があったとき

2. 4 営業の廃止等の届出（条例第14条関係）

指定工事店が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 条例第7条に規定する要件を欠くに至った場合 指定工事店
- (2) 指定工事店である個人が死亡した場合 その相続人
- (3) 指定工事店である法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (4) 破産した場合 その破産管財人
- (5) 指定工事店である法人が合併及び破産以外の理由により解散をした場合 その清算人
- (6) 営業を廃止した場合 指定工事店（指定工事店が法人である場合は、当該法人を代表していた役員）
- (7) 営業を休止した場合 指定工事店

2. 5 指定工事店の調査（条例第25条関係）

市長は、必要があると認めたときは、指定工事店の店舗の状況、排水設備技術者の有無その他の資格要件を調査することができる。

年 月 日

排水設備指定工事店 **指定更新** 申請書

藤 沢 市 長

指定番号 第 _____ 号 ※更新の場合のみ記入
〒

住 所 _____

申請者 ふりがな
商号又は氏名 _____

代表者氏名 _____ 実印

指定に係る営業所の名称 _____

〒

営業所の所在地 _____

営業所の電話番号 (_____) _____

次のとおり、書類を添えて申請いたします。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規の指定	<input type="checkbox"/> 指定の更新
------	--------------------------------	--------------------------------

〔添付書類〕 <u>～この順番に綴ること</u>	
<input type="checkbox"/> 住民票の抄本	※1
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（市役所等で発行のもの）	※1
<input type="checkbox"/> 商業登記簿の謄本	※2
<input type="checkbox"/> 定款の写し	※2
<input type="checkbox"/> 印鑑証明書（法務局発行のもの）	※2
<input type="checkbox"/> ☆履歴書（代表者のもの）	
<input type="checkbox"/> 成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類 （法務局で発行する「登記されていないことの証明書」～代表者・監査役を含む <u>役員全員分</u> ）	
<input type="checkbox"/> 破産者でないことを証する書類 （本籍地の役所の発行する「身分証明書」～代表者・監査役を含む <u>役員全員分</u> ）	
<input type="checkbox"/> ☆営業所の平面図及び写真並びに営業所付近の地図（写真添付）	
<input type="checkbox"/> ☆専属の責任技術者名簿	
<input type="checkbox"/> 専属の責任技術者との雇用関係を明らかにする書類	
<input type="checkbox"/> ☆機械及び器具並びに設備調書（写真添付）	
<input type="checkbox"/> ☆使用印鑑届	
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
※ <u>法人</u> の申請の場合※1以外は全て添付、 <u>個人</u> の申請の場合※2以外は全て添付	
※ ☆印の書類は別添用紙に記入して添付	
※ 手数料 新規の指定：10,000円 指定の更新：5,000円	

上記の申請に基づき次のとおり決定してよいでしょうか。							起案	. .
部 長	課 長	主 幹	補 佐	主 査	担 当	公印使用	決裁	. .
							施行	. .
							記帳	. .
決定区分		<input type="checkbox"/> 適 合 <input type="checkbox"/> 不適合					受領日	. .
決定理由		藤沢市下水道条例による					受領印	

営業所の平面図及び写真並びに営業所付近の地図（写真添付）

営業所の所在地	〒
商号又は氏名	
営業所の名称	
営業所の平面図	建物の延べ面積 _____ m ²
営業所付近の地図	_____ 線 駅下車 バス・徒歩 _____ 分

- (注) 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚を裏面又はA4版の別紙に貼付けてください。
- 2 平面図は、間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入してください。
- 3 地図は、最寄の駅から主な目標を入れてわかりやすく記入してください。
- 4 平面図、営業所付近の地図、写真とも別紙にしても結構ですがA4版の用紙に整理してください。

年 月 日

専属の責任技術者名簿

藤 沢 市 長

指定番号 第 _____ 号 ※更新の場合のみ記入

〒

住 所

申請者 ふりがな
商号又は氏名

ふりがな
代表者氏名 実印

指定に係る営業所の名称

〒

営業所の所在地

営業所の電話番号 (_____)

ふりがな 氏名	住 所	藤沢市登録 責任技術者証No.	使用印	摘 要
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			

[注意事項]

- ※工事店と責任技術者の雇用関係を証する書類で次のいずれかを必ず添付して下さい
 - 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証を除く）の写し
 - 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収証の写し
 - 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収証の写し
- ※各責任技術者の使用印は責任技術者の登録の際に使用したものを捺印すること。

機械及び器具並びに設備調書（写真添付）

営業所の所在地	〒				
商号又は氏名					
営業所の名称					
事務所	面積	敷地 m ²		建物 m ²	
	様態	事務所専用・店舗住宅・その他（ ）			
	所有	土地	自己所有・借地	建物	自己所有・借家
事務用品	机・椅子 組 複写機 台 製図台 台 その他（ ）				
倉庫	面積	敷地 m ²		建物 m ²	
	所有	土地	自己所有・借地	建物	自己所有・借家
機械器具	排水設備用具	削岩機 台 ランマー 台 測量器具 式 その他（ ）		カッター 台 ショベル 台 排水管清掃用具 台	
	運搬用車両等	トラック 台 ライトバン 台 乗用車 台		ダンプ 台 軽自動車 台	
その他器具	保安設備	工事表示板 基 警戒標識 基 バリケード 基 カラーコーン 個 交通整理用具（ロープ・合図灯等） 式 その他（ ）		工事予告板 基 保安灯 基 回転灯 基 照明灯 基	
	その他	写真機 台 施工掲示板 枚 その他（ ）		路面復旧表示板 枚	
備考					

年 月 日

使用印鑑届

藤 沢 市 長

指定番号 第 _____ 号 ※更新の場合のみ記入
〒

住 所 _____

申請者 ふりがな
商号又は氏名 _____

代表者氏名 _____ 実印

指定に係る営業所の名称
〒

営業所の所在地 _____

営業所の電話番号 (_____)

藤沢市下水道条例及び藤沢市排水設備指定工事店規則に基づく手続に使用する印鑑を次のとおり届けます。

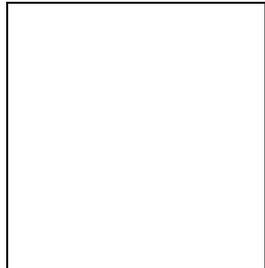
届出区分

新 規

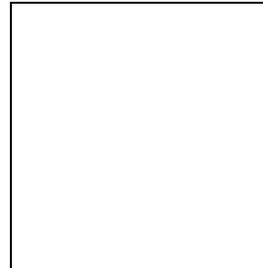
更 新

変 更

使用印



実 印



指定番号 号



藤沢市排水設備指定工事店証

商号又は氏名

住所

代表者氏名

指定に係る営業所の
名称及び所在地

藤沢市排水設備指定工事店として指定します。

指定の有効期間 年（平成 年） 月 日から
年（平成 年） 月 日まで

年（平成 年） 月 日

藤沢市長



年 月 日

排水設備指定工事店証亡失等届

藤 沢 市 長

〒
住 所 _____

申請者 ふ り が な
商号又は氏名 _____

ふ り が な
代表者氏名 _____ 印

指定に係る営業所の名称 _____

〒
営業所の所在地 _____
営業所の電話番号 () _____

排水設備指定工事店証の亡失等（亡失・滅失・汚損・破損）をしたので、再交付願います。

指定番号 第 号

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

理 由

上記の届出に基づき再交付してよいでしょうか。						起案	・	・
課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	公印使用	決裁	・	・
						施行	・	・
						記帳	・	・

(注意事項)

汚損又は破損の場合は指定工事店証を添付してください。
再交付手数料は 3,000 円です。
指定工事店証の受領の際は届出印を持参してください。

受領日 . .

受領印

年 月 日

排水設備指定工事店証記載事項変更届 排水設備指定工事店異動届

藤 沢 市 長

指定番号第 _____ 号
〒

住 _____ 所

商号又は氏名 _____

代表者氏名 _____ 印

指定に係る営業所の名称 _____

〒

営業所の所在地 _____

営業所の電話番号 () _____

次のとおり、届け出ます。

届出区分	指定工事店証記載事項変更 (指定工事店証添付)	<input type="checkbox"/> 商号又は氏名 ※1 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 ※1 <input type="checkbox"/> 指定に係る営業所の所在地 ※1, ※2	<input type="checkbox"/> 住所 ※1 <input type="checkbox"/> 指定に係る営業所の名称 ※1				
	指定工事店異動	<input type="checkbox"/> 営業所の移転 ※2 <input type="checkbox"/> 組織の変更 ※1 <input type="checkbox"/> 専属の責任技術者の異動 ※3 <input type="checkbox"/> 役員の異動 ※1, ※4	<input type="checkbox"/> 商号又は氏名の変更 ※1 <input type="checkbox"/> 営業の譲渡 ※1 <input type="checkbox"/> その他 ()				
内容	新						
	旧						
<input type="checkbox"/> 上記のとおり届出がありましたので指定工事店証の変更に係る事項の記載をしてよいでしょうか。 <input type="checkbox"/> 上記のとおり異動の届出がありました。		起案	. .				
		決裁	. .				
課長	主幹	課長補佐	主査	担当	公印使用	施行	. .
						記帳	. .

〔添付書類〕

- ※1 法人：商業登記簿謄本 個人：住民票の抄本又は外国人登録原票記載事項証明書
(営業の譲渡の場合譲受人のもの)
- ※2 営業所の平面図及び写真並びに営業所付近の地図 (別添用紙に記入～写真添付)
- ※3 専属の責任技術者名簿 (別添用紙に記入～雇用関係を証する書類添付)
- ※4 身分証明書 登記されていないことの証明書

年 月 日

排水設備指定工事店廃業等届

藤 沢 市 長

届 出 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

指定工事店 指 定 番 号 第 _____ 号

住 所 _____

商号又は氏名 _____

代表者氏名 _____

次の理由により営業の廃止等をしますので、藤沢市排水設備指定工事店証を添えて届け出ます。

- 藤沢市下水道条例第7条に規定する要件の欠損（届出人：指定工事店）
内容 _____
- 指定工事店である個人の死亡（届出人：相続人）
死亡年月日 _____
- 指定工事店である法人の合併による消滅（届出人：合併前の法人の代表者）
- 破産（届出人：破産管財人）
- 指定工事店である法人の合併及び破産以外の理由による解散（届出人：清算人）
理由 _____
- 営業の廃止（届出人：指定工事店）
- 営業の休止（届出人：指定工事店）
再開予定 _____

上記のとおり届出がありました。

課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	供覧	・	・
					閱了	・	・
					記帳	・	・

第3章 排水設備工事責任技術者の登録の手続き

3. 1 登録の手続き（条例第18条、工事店規則第10条関係）

神奈川県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験は、登録資格の認定のための試験であり、藤沢市に登録しない限り排水設備責任技術者とはならない。この登録を受けようとする者は、排水設備工事責任技術者新規登録申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 試験の合格証の写し又は更新講習の修了証の写し又は条例第17条第1項第3号の規定により知識を有すると認められた者であることを証する書面
- (2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (3) 条例第17条第2項第1号に該当しないための証明書※
- (4) 排水設備工事責任技術者新規登録・登録更新申請書の提出前3月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ2.5cm、横の長さ2cmの写真2枚

この申請受理後、市長が審査を行い、適当と認めた者を排水設備工事責任技術者として登録し、その者に、排水設備工事責任技術者証を交付する。なお登録手数料は3,000円である。

この排水設備工事責任技術者の資格をもつ者でなければ、排水設備工事の設計及び施工をすることはできない。

※成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類として法務局で発行する「登記されていないことの証明書」と、破産者でないことを証する書類として本籍地の役所の発行する「身分証明書」の両方が必要。

3. 2 更新の手続き（条例第21条、工事店規則第10条関係）

排水設備工事責任技術者は、その技術者証の登録有効期間満了後も引き続いて排水設備工事責任技術者の登録を受けようとするときは、期間満了の日前30日までに、排水設備工事責任技術者登録更新申請書に写真2枚を添えて提出しなければならない。

市長は、審査の上、適当と認める者を排水設備工事責任技術者等として登録更新する。なお手数料は2,000円である。

3. 3 責任技術者証の亡失等の届出（条例第19条第3項、工事店規則第12条関係）

排水設備工事責任技術者は、責任技術者証を亡失、滅失、汚損、破損したときは、速やかに排水設備工事責任技術者証亡失等届に写真2枚を添えて提出し、再交付を受けなければならない。

3. 4 排水設備工事責任技術者証の記載事項の変更（工事店規則第20条関係）

排水設備工事責任技術者等、技術者証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、排水設備工事責任技術者証記載事項変更届に、変更に係る事項を証する書類を添えて提出し、その変更に係る事項の記載を受けなければならない。

年 月 日

排水設備工事責任技術者新規登録申請書 登録更新

藤 沢 市 長

登録番号 No. _____ ※更新の場合のみ
〒

住 所 _____

電話番号 自宅・呼出 () _____

申請者

ふりがな
氏名印 _____ 印

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

ふりがな
勤務先 _____

次のとおり、書類を添えて申請いたします。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規登録	<input type="checkbox"/> 登録更新
------	-------------------------------	-------------------------------

〔添付書類〕	
<input type="checkbox"/>	神奈川県下水道協会実施の下水道排水設備工事 ※1 責任技術者試験の有効な「合格証」の写し 【市が発行する責任技術者証の有効期限は合格証の期限に合わせさせていただきます】
<input type="checkbox"/>	神奈川県下水道協会実施の下水道排水設備工事 ※1 責任技術者更新講習の有効な「修了証」の写し 【市が発行する責任技術者証の有効期限は修了証の期限に合わせさせていただきます】
<input type="checkbox"/>	藤沢市下水道条例第17条第1項第3号の規定により知識を有す ※1 ると認められた者であることを証する書類
<input type="checkbox"/>	住民票の抄本又はこれに代わる書面
<input type="checkbox"/>	写真2枚（縦2.5cm 横2.0cm、無帽、正面、上半身、無背景、 申請書提出前3月以内に撮影、写真裏に氏名明記）
<input type="checkbox"/>	成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類 （法務局で発行する「登記されていないことの証明書」）
<input type="checkbox"/>	破産者でないことを証する書類（本籍地の役所の発行する「身分証明書」）
※1 新規の場合いずれか1点、更新の場合「修了証」の写しを添付してください。	
※ 手数料 新規登録：3,000円 登録更新：2,000円	

上記の申請に基づき次のとおり決定してよいでしょうか。						起案	・	・
課長	主幹	課長補佐	主査	担当	公印使用	決裁	・	・
						施行	・	・
						記帳	・	・
決定区分		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合				受領日	・	・
決定理由		藤沢市下水道条例による				受領印		

年 月 日

排水設備工事責任技術者証記載事項変更届

藤 沢 市 長

登録番号 No. _____
干

住 所 _____

ふりがな
氏 名 印 _____ 印

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号 自宅・呼出 () _____

次のとおり、書類を添えて届け出ます。

届出区分	<input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 氏名の変更				
変更内容	新				
	旧				
<p>[添付書類]</p> <p><input type="checkbox"/> 藤沢市排水設備工事責任技術者証のコピー <u>(必ず添付)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の抄本又はこれに代わる書面 (住所の変更の場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本又はこれに代わる書面 (氏名の変更の場合)</p>					
上記のとおり届出がありました。					供覧 . .
課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	閱了 . .
					記帳 . .

年 月 日

排水設備工事責任技術者証亡失等届

藤 沢 市 長

登録番号 No. _____
〒

住 所 _____

電話番号 自宅・呼出 () _____

申請者 ふりがな _____ 印

氏名印 _____

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

ふりがな _____
勤務先 _____

排水設備工事責任技術者証を亡失等（亡失・滅失・汚損・破損）しましたので、再交付願います。

理 由

上記の届出に基づき再交付してよいでしょうか。

起案 . .

課 長 主 幹 課長補佐 主 査 担 当 公印使用

決裁 . .

施行 . .

記帳 . .

(注意事項)

- ※ 写真2枚（縦2.5cm×横2.0cm）を添付してください。
- ※ 汚損又は破損の場合は責任技術者証を添付してください。
- ※ 再交付手数料は2,000円です。
- ※ 責任技術者証の受領の際は届出印を持参してください。

受領日

受領印

第4章 排水設備の確認申請の手続き

排水設備については、第2編で述べたところであるが、その申請の手続きは、次に述べるとおりである。

4. 1 総則

4. 1. 1 排水設備の計画の確認（条例第5条関係）

排水設備の新設、増設、改築又は修繕（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について排水設備新設等確認申請書に規則で定める書類を添付して工事着手の14日前までに申請し市長の確認を受けなければならない。

4. 1. 2 排水設備の新設・改築・修繕の定義

排水設備の新設・増設・改築とは、それぞれ次の場合をいう。

(1) 排水設備の新設

排水設備が敷設されていない土地に、排水設備を新たに設ける場合をいう。

(2) 排水設備の改築

既設の排水設備の全部、または一部を撤去して、同一箇所に改めて排水設備を設ける場合をいう。

(3) 排水設備の修繕

既設の排水設備を修繕する場合をいう。なお、

- ① ますの蓋、またはマンホールの蓋の据付け又は取替えの工事
- ② 防臭装置その他の排水設備の附属装置に係る修繕のための工事はこれに含まれない。

4. 1. 3 排水設備の設置

敷地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備は、単にその土地の下水を公共下水道に流入すればよいというのではなく、公共下水道を補完するものとして公共下水道の技術上の基準に準じて設置すべきものである。これは、公共下水道施設を管理する立場からその計画上、一定の水量、流速、または水質等の保持、及び排水設備の適正な接続を期し、公共下水道施設の機能の保全を図らなければならない。

このような観点から、公共下水道へ排水設備を接続させる方法については、法で定める規定、その施行令での技術上の基準と、各地方公共団体の条例の定めるところとされている。

4. 1. 4 排水設備の接続の方法

公共下水道及び市が維持管理している下水道へ、下水を流入させるために必要な排水設備等を接続させるときは、次の区分によらなければならない。

(1) 分流式の公共下水道

汚水と雨水を分離し、汚水の排水設備にあつては、汚水の取付ますへ、雨水の排水設備にあつては、原則雨水の取付ます、その他の排水設備に接続することとする。

下水の種類	分流式公共下水道		合流式公共下水道
	污水管	雨水管	
① 水洗便所からの汚水	○		○
② 台所からの汚水	○		○
③ 風呂場からの汚水	○		○
④ 洗面所からの汚水	○		○
⑤ 洗濯場からの汚水	○		○
⑥ 屋外洗場等からの汚水	○		○
⑦ 冷却水からの汚水	○		○
⑧ プールからの水	○		○
⑨ 地下構造物への侵入水	○		○
⑩ 潜熱回収型ガス給湯器のドレン排水	○		○
⑪ エアコンのドレン排水	○		○
⑫ その他雨水以外のすべての汚水	○		○
① 雨水（雨どいの雨水を含む）		○	○
② 地下水（地表に流れてくる湧水）		○	○
③ 雪どけ水		○	○
④ その他不用な自然水		○	○

(2) 合流式の公共下水道

汚水と雨水を分離することなく、すべての下水を同一の排水設備にまとめ、合流式の取付ますに接続させなければならない。

4. 1. 5 排水設備の設計及び工事の施工者（条例第6条関係）

排水設備の工事は、公共下水道の適正な維持管理を図るため、法令等に定められた構造の基準に適合した施工がされなければならない。

本市では、この技術上の基準に適合した排水設備等の設置が確実に実施されるために指定工事店制度を設けているところであり、排水設備の新設等の設計及び施工は、市長が指定する工事店でなければ行うことができない。

4. 1. 6 排水設備等の計画の確認と指定工事店の義務（条例第5条関係）

4. 1. 1に記載のとおりである。

指定工事店が計画の確認を受けていないものについて工事を行った時は指定工事店の義務違反として条例第15条の規定により、取消し、又は停止等の処分を受ける。

4. 1. 7 排水設備工事等の変更の申請及び届出（条例第5条関係）

排水設備の新設等の工事を行う者は、確認を受けた事項を変更しようとするときは、工事着手前に排水設備新設等確認変更申請書を提出し、市長の確認を受けなければならない。

ただし、変更しようとする事項が排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのないものであるときは、その旨を市長に届け出ることによって確認に代えることができる。

(1) 排水設備新設等確認申請の変更申請対象事項

1. すでに受けた確認通知書の指示事項が変わるとき。
2. 主管の排水ルートが変更又は追加になるとき。
3. 主管の管径が変わるとき。
4. 新たに排水ヘッダーを使用するとき。
5. ポンプによる排水が新たに必要になるとき。
6. その他、市長が特別に必要と認めたとき。

(2) 排水設備新設等確認申請の変更届対象事項

1. ますの数に変更が生じるとき。
2. 主管のます間の延長が 1.0m 以上の変更が生じるとき。
3. 枝管の管径が変わるとき。
4. 新たに床下配管に変更するとき。(主管の排水ルートの変更が生じないこと)
5. 排水器具(枝管)の新設(主管の排水ルートの途中)、廃止が生じるとき。
6. その他、変更申請対象以外のもの。

ただし、特例として特に緊急を要するときは事前に図面等で協議し、確認を受けて施工することができることとする。この場合は5日(休日を含む)以内に必ず変更確認申請を行うこと。

4. 1. 8 排水設備工事等の完成の届出(条例第26条関係)

排水設備等の計画の確認ののち工事に着手し、工事が完成した日から5日以内に排水設備新設等完成届を提出しなければならない。

この届けにより、市長は設置された排水設備について立入検査を行うものである。

4. 2 排水設備等の計画確認申請等の手続き

4. 2. 1 確認申請事務

排水設備の新設等を行おうとする者は、施工前にあらかじめその計画が排水設備の設置及び構造上の基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。また確認を受けた事項を変更しようとするときも、工事着手前に市長の確認を受けなければならない。

排水設備の新設等の設計及び工事の施工は、条例第6条において指定工事店でなければ行うことができない。

4. 2. 2 排水設備新設等確認申請書の作成方法

排水設備新設等確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、工事着手日の14日前までに、市長に提出しなければならない。この場合、土地、家屋の状況により共同の所有者がいるときは、代表者を定め、その代表者が申請する。

(1) 平面図

表示すべき事項

ア 排水設備の設置(新設・増設・改築・修繕)しようとする土地(申請地)の境界

線及び方位

- イ 申請地付近の道路の配置
- ウ 申請地内にある建物及び台所・風呂・洗濯機・水洗便所・その他汚水を排除する施設の配置
- エ 申請地付近の公共下水道の配置
- オ 他人の排水設備を使用するときは、その他人の排水設備の配置
- カ 管渠の配置・形状 (D)・寸法 (L)・勾配 (S)
- キ ます又はマンホール (人孔) の配置
- ク スクリーン・油脂止めの装置その他の除害施設・ポンプ施設または防臭装置を設けるときは、その配置
- ケ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

注) 1. 管渠の表示については

○汚水系統 赤色

○雨水系統 青色

○既設排水施設(使用可能) 黒

2. 浸透ますの表示については

A型浸透ます A

B型浸透ます B

コンクリート型浸透ます シ

(平面図に各個数を明示する)

- (2) 縦断面図 3部
敷地(申請地)の面積が1ha以上であるとき、または指示のあった場合提出する。
- (3) 除害施設 ポンプ施設の図面 3部
除害施設、ポンプ施設を設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面
- (4) ディスポーザーキッチン排水処理システム関係書類 3部
当該システムを設けるときは仕様書維持管理業務委託契約書等の写しを添付する。
- (5) 案内図 3部
申請地の場所が明示できる縮尺(1/1000~1/3000)位のものを使用し、街区番号のある地域については表示すること。
地図の写しも一例である。
- (6) 水洗便所改造等資金貸付申請書一式(工事見積書含む) 1部
藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例に適合しかつ、排水設備資金の貸付を希望するもの。
- (7) 浄化槽雨水貯留施設転用工事費助成申請書一式(工事見積書含む) 1部
藤沢市浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成規則に適合し、かつ浄化槽雨水貯留施設転用工事費助成を希望するもの。
- (8) 配管立図
指示のあった場合提出する。
- (9) 公共下水道使用開始等届

4. 2. 3 確認申請書及びその他書類の提出先

確認申請書及びその他書類は、下水道業務課に提出しなければならない。

4. 2. 4 排水設備工事を期限内に完成できない者の取扱い（条例第3条関係）

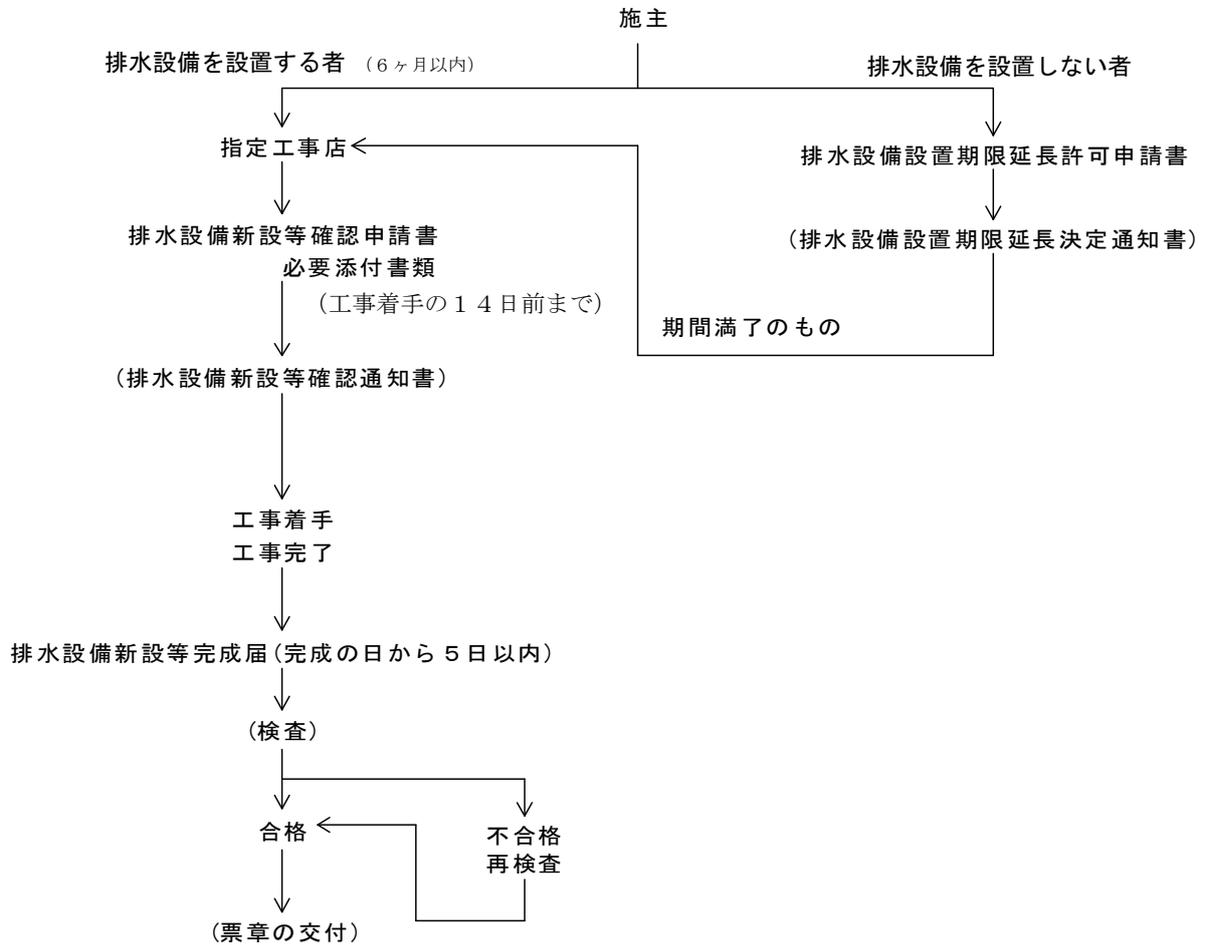
公共下水道の供用開始後6ヶ月以内に排水設備工事をしなければならないとされているが、指定期限内に排水設備工事を完成できない者は、排水設備設置期間延長許可申請書を提出し、その期間の延長の許可を受けることができ、排水設備設置期限延長決定通知書により通知される。

4. 2. 5 確認申請書の提出に伴う取扱い上の注意

市の管理する下水道（以下「公共下水道等」という）に、宅地内の下水を排除するため公道に接する民地に、公共下水道等に接続されたます（以下「取付ます」という）が設置されている。しかし、既設の公共下水道等には、このますが種々の事情により設置されていない場合があるので、その取扱いについて注意を要する。

この取付ますは、市で設置するますと、自費で設置するますとがあり、その手続きについては第11章を参照のこと。

申請から完成まで



※ 道路側溝への排水接続取扱い要領については、下水道業務課にある別冊子を参照下さい。

排水設備新設等確認申請書

年 月 日

藤 沢 市 長

住 所 _____

申請人
(代表者) ふりがな 氏 名 _____ 印

電 話 () _____

次のとおり申請します。
なお、排水設備の新設等の設計及び工事の施工を下記の指定工事店に委任します。

申 請 区 分	処理区域内 <input type="checkbox"/> 水洗便所新設（新築・建替） <input type="checkbox"/> し尿浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> 汲取り便所改造 <input type="checkbox"/> その他（ ）	処理区域外 <input type="checkbox"/> 排水設備新設 <input type="checkbox"/> 浄化槽新設 <input type="checkbox"/> その他（ ）	貸付金 <input type="checkbox"/> 利用します <input type="checkbox"/> 利用しません
設 置 場 所	藤沢市		敷地面積 ㎡
設 置 者 区 分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
排 水 量	1日平均 立方メートル		
工事着工予定年月日	年 月 日		
完成予定年月日	年 月 日		
指 定 工 事 店	住 所		
	商号又は氏名		指定番号
	代表者氏名		印 登録番号
	電話番号		
	専属の責任技術者氏名		印
取付ますの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (公費 ・ 自費)		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 平面図4部 <input type="checkbox"/> 案内図3部		

上記申請に基づき審査の結果次のとおり決定してよいでしょうか。							起案	・	・	
<small>下水道業務課</small>							公印使用承認	決裁	・	・
課長	主幹	補佐	主査	担当	調査	調査		施行	・	・

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 支障がない <input type="checkbox"/> 支障がある
---------	---

決 定 理 由	藤沢市下水道条例（昭和36年条例第30号）第5条第2項による。
---------	---------------------------------

指 示 事 項	下水道法，藤沢市下水道条例その他の法令，例規等を遵守してください。 工事等が完成したときは，完成日から5日以内に市長に届け出て検査を受けてください。
---------	---

2013/04/01 改訂

排水設備新設等確認変更 (申請書・届)

年 月 日						
藤 沢 市 長						
住 所 _____						
申請人 _____						
(代表者) <small>ふりがな</small> 氏 名 _____ 印						
電 話 () _____						
<p>次のとおり変更の申請をします。 なお、排水設備の新設等の設計及び工事の施工を下記の指定工事店に委任します。</p>						
既に受けた 確認通知書の 日付及び通知番号	年 月 日 (通知番号 号)					
設 置 場 所	藤沢市					
変 更 区 分	<input type="checkbox"/> 設置区分 <input type="checkbox"/> 設置場所 <input type="checkbox"/> 敷地面積 <input type="checkbox"/> 設置者区分 <input type="checkbox"/> 排水量 <input type="checkbox"/> 工事着工予定年月日 <input type="checkbox"/> 完成予定年月日 <input type="checkbox"/> 指定工事店 <input type="checkbox"/> 取付けますの有無 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> 排水設備の構造 <input type="checkbox"/> その他 ()					
変 更 内 容	旧					
	新					
指 定 工 事 店	住 所 _____					
	商号又は氏名 _____					
	代 表 者 氏 名 _____ 印					
	電 話 番 号 _____					
	責 任 技 術 者 氏 名 _____ 印					
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 平面図(申請書4・届1)部 <input type="checkbox"/> 案内図(申請書1・届0)部					
・ 上記申請に基づき審査の結果次のとおり決定してよいでしょうか。						
・ 上記のとおり届出がありました。						
課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	調 査	公印使用承認
						起案 . .
						決裁 . .
						施行 . .
決定区分(申請)	<input type="checkbox"/> 支障がない <input type="checkbox"/> 支障がある					
決定理由(申請)	藤沢市下水道条例 (昭和36年条例第30号) 第5条第3項による。					

排水設備新設等完成届

年 月 日

藤 沢 市 長

住 所 _____

届出人
(代表者) ふりがな 氏 名 _____ 印

次のとおり届け出ます。 使用者氏名 _____ 水栓番号 _____

届 出 区 分	処理区域内 <input type="checkbox"/> 水洗便所新設（新築・建替） <input type="checkbox"/> し尿浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> 汲取り便所改造 <input type="checkbox"/> その他（ ）	処理区域外 <input type="checkbox"/> 排水設備新設 <input type="checkbox"/> し尿浄化槽新設 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
設 置 場 所	藤沢市		
指定工事店名	電話 ()		
排水設備新設等 確認通知日 及び通知番号	年 月 日	第	号
完 成 年 月 日	年 月 日		
検査希望年月日	年 月 日		

上記届出に基づき検査の結果次のとおりでした。					起 案 . .
課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	決 裁 . .
					章票交付 . .

検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格 <input type="checkbox"/>
---------	--

検 査 事 項	_____ _____ _____ _____			
		貸付金交付年月日	. .	
	年 月 日	検査員氏名		印

公共下水道使用開始等届

年 月 日

藤 沢 市 長

届出人
住 所

氏 名 印

連絡先☎

設置場所住所 藤沢市

フリガナ (かならず)

使用者氏名

次のとおり届けます。

区 分	公共下水道の使用	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	
	使用 者 の 変 更	新使用者氏名	
		旧使用者氏名	
	悪質下水の排水	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	
悪 質 下 水	<input type="checkbox"/> 量の変更	<input type="checkbox"/> 水質の変更	
開始年月日	年 月 日	井戸水使用の場合	
水栓番号		<input type="checkbox"/> 手動	<input type="checkbox"/> 動力 人
汚 水 の 種 類	<input type="checkbox"/> 家事汚水 <input type="checkbox"/> 団体汚水 <input type="checkbox"/> 営業汚水		
	<input type="checkbox"/> 工業汚水 <input type="checkbox"/> 浴場汚水 <input type="checkbox"/> その他の汚水		
建物区分	<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他 ()		
上記の届け出により確認しました。			
参 事	主 幹	課長補佐	主 査
			担 当
			完成届確認
			供覧
			閱了
			記帳
処理区分	<input type="checkbox"/> 南部処理区 <input type="checkbox"/> 東部処理区 <input type="checkbox"/> 流域処理区 <input type="checkbox"/> その他		
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	地域番号

※ 指定工事店名 _____

第5章 水洗便所改造等資金貸付の取扱い

5. 1 総則

5. 1. 1 水洗便所改造等資金貸付の目的（貸付金条例第1条関係）

認可区域において供用開始されている公共下水道への宅地内の下水の排除の促進を図り、本市の環境衛生の向上を図るために処理区域においては既設建物の、汲み取り便所を水洗便所に改造しようとする者または、尿尿浄化槽を廃止しようとする者、及び排水区域においては排水設備を新設する者に対して、次のような貸付け措置が講ぜられている。

5. 1. 2 貸付けの対象（貸付金条例第2条関係）

貸付けの対象は、次に定める者に対して行う。

- (1) 処理区域内において汲み取り便所を水洗便所に改造しようとする者、または、尿尿浄化槽を廃止しようとする者。

5. 1. 3 貸付けを受けることのできる者の資格（貸付金条例第3条関係）

貸付けの交付を受けることのできる者は、次に掲げる条件を備えた者で、管理者が貸付けの交付を適当であると認めた者であること。また、認可区域内における建築物の所有者、または占有者でなければならない。

- (1) 市県民税、固定資産税等納税義務のある税金、下水道受益者負担金及び下水道使用料のいずれも滞納していない者。
- (2) 償還能力を有する者。（課税対象となる年間所得が年間の償還金額を上回る者。）
- (3) 資格条件をみたす連帯保証人がある者。

5. 1. 4 連帯保証人の資格（貸付金条例第6条関係）

貸付けを受けようとする者は、排水設備の新設の確認を受ける際に、次に定める要件を備える連帯保証人と連署の上で市長に申請しなければならない。

- (1) 年齢20歳以上の者。
- (2) 課税対象となる年間所得が規定で定める金額以上（220万円）である者。
- (3) 市県民税、固定資産税、下水道受益者負担金及び下水道使用料のいずれも滞納していない者。

5. 1. 5 貸付けの額（貸付金条例第4条関係）

水洗便所改造資金及び排水設備資金の貸付け額は、工事に要した費用の範囲内で交付される。

貸付けの対象	貸付けの額
1 処理区域内において、汲み取り便所を水洗便所に改造するもの	1棟につき 500,000円以内
2 処理区域内において、尿尿浄化槽を廃止する者	1棟につき2器以上の大便器 1便器増すごとに 200,000円以内
3 排水区域内において、排水設備を新設する者	1棟につき 400,000円以内

※その他増額規定があります。

5. 1. 6 貸付金の利息（貸付金条例第5条関係）

貸付け金利息は、無利息とする。

5. 1. 7 貸付金の償還方法（貸付金条例第8条関係）

貸付金の交付を受けた者は（以下「借受人」という。）、当該貸付金を借受けた日の属する月の翌月から36ヶ月以内において毎月均等償還の方法によって毎年末日までに償還しなければならない。この場合において、償還金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、第1回の償還額に合算するものとする。

市長は、天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、前項の規定に関らず、償還期間を延長することが出来る。

5. 1. 8 遅延損害金（貸付金条例第9条関係）

借受人が、償還期限までに納付しない場合、償還金額が2,000円以上のときは、償還金にその償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、最初の1ヶ月は年2.9%、2ヶ月目以降は年9.2%の割合を乗じて得た金額に相当する遅延損害金を償還金額に加算して納付しなければならない。ただし、遅延損害金の割合については、藤沢市税外収入金に関する延滞金条例に規定する割合とする。

5. 1. 9 貸付けの交付時期（貸付金条例第7条関係）

貸付金は、下水道条例第26条の規定による市長の工事完成検査に合格した後に交付される。

5. 1. 10 貸付決定の取消し（貸付金条例第11条関係）

市長は、貸付金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けの決定を取消し、すでに交付した貸付金を繰上償還させることができる。

- (1) いつわりその他不正の方法により、貸付けの決定を受け、その交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるものの他、市長が貸付けを不相当と認めるとき。

5. 2 貸付けの申請の手続

貸付けを受けようとする者は、藤沢市下水道条例第5条の規定に基づく排水設備の新設等の確認を受ける際に、市長に水洗便所改造等資金貸付申請書に、必要な書類を添えて提出しなければならない。

添付書類

- (1) 水洗便所改造等資金借用証書
- (2) 委任状
- (3) 住民票の写し、所得を証する書類（所得（課税）証明書など）、納税証明書（市県民税と固定資産税の2枚）

水洗便所改造等資金貸付申請書

No. _____

年 月 日

藤 沢 市 長

申 請 人 住 所 _____

(フリガナ)
氏 名 印 _____ 印

電 話 (_____ 局) _____

連 帯 保 証 人 住 所 _____

(フリガナ)
氏 名 印 _____ 印

大正
生 年 月 日 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生
平成

電 話 (_____ 局) _____

次のとおり申請します。

なお、市長が資格要件に関する審査を行うにあたり、市が保有する関係資料を調査することを承諾します。

申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 処理区域内の水洗便所改造及び排水設備新設工事に係る資金の借受け <input type="checkbox"/> 排水区域内の排水設備新設工事に係る資金の借受け					
予 定 工 事 費 及 び 貸 付 金 借 受 申 請 額	(1) 便 所 工 事 _____ 棟 (大便器 _____ 器) _____ 円 (2) 排 水 工 事 _____ 棟				貸付金借受申請額 _____ 円	
施 行 場 所	藤 沢 市					
家 屋 所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 自 己 <input type="checkbox"/> 借 家 <input type="checkbox"/> その他 (_____)					
借 地 の 場 合 の 所 有 者 住 所 氏 名	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話 (_____ 局) _____					
指 定 工 事 店 名 及 び 所 在 地	_____ 電話 (_____ 局) _____					
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 住 民 票 <input type="checkbox"/> 所 得 を 証 す る 書 類 <input type="checkbox"/> 納 税 証 明 書 (市 県 民 税 ・ 固 定 資 産 税)					
上記の申請を次のとおり決定してもよいでしょうか。						起 案 . .
下水道業務課						公印使用
課 長	主 幹	補 佐	主 査	担 当	調 査	
						施 行 . .
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 貸 付 け る <input type="checkbox"/> 貸 付 け ない				貸付対象区分 <input type="checkbox"/> 対象建築物 棟 <input type="checkbox"/> 大便器 器 <input type="checkbox"/> 雨水排水設備 <input type="checkbox"/> 私道等 (広敷地) <input type="checkbox"/> テラスハウス等 <input type="checkbox"/> その他	
決 定 理 由	貸付条例の規定による					
条 件	_____					
指 示 事 項	_____					
貸 付 ない 理 由	_____				貸付金交付年月日 _____ . _____	

収入印紙貼付欄
 (捺印すること)
 10万以下 200円
 50万以下 400円
 100万以下 1000円
 500万以下 2000円

水洗便所改造等資金借用証書

No.

- 1 借用金額 円
- 2 借用期間 年 月 日から
年 月 末日まで
- 3 利 息 無 利 息
- 4 償 還 方 法

次により毎月末日までに償還する。

- 1 回 目 円 年 月 日から
2回目以降 円 年 月 末日まで

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例及び同施行規則の該当事項了承のうえ、上記のとおり借用しました。

なお、借受人が償還できない場合は連帯保証人が遅滞なく償還します。

年 月 日

借 受 人 住 所 _____
氏名印 _____

連帯保証人 住 所 _____
氏名印 _____
大正 _____
生年月日 昭和 _____ 年 月 日生
平成 _____

藤 沢 市 長

第6章 浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成の取扱い

6. 1 助成の目的（雨水転用助成規則第1条関係）

処理区域において、既設の浄化槽を雨水貯留施設に転用することにより、水資源の有効利用を積極的に推進するとともに、雨水の公共下水道への流出抑制を図ることを目的とする。

6. 2 助成の対象（雨水転用助成規則第3条関係）

処理区域において、排水設備を設置することにより不要となった浄化槽の機能を廃止し、当該浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事を行う者に対して行うものである。ただし、市税または下水道受益者負担金を滞納しているものは、助成の対象者とししない。

6. 3 助成の額（雨水転用助成規則第4条関係）

改造工事1件につき 40,000円

6. 4 助成の手続き（雨水転用助成規則第5条関係）

助成を受けようとする者は、浄化槽雨水貯留施設転用工事費助成申請書に次の書類を添えて、排水設備の計画の確認に係る申請と同時に市長に提出しなければならない。

(1)案内図、(2)平面図、(3)工事費内訳書、(4)その他市長が必要と認める書類

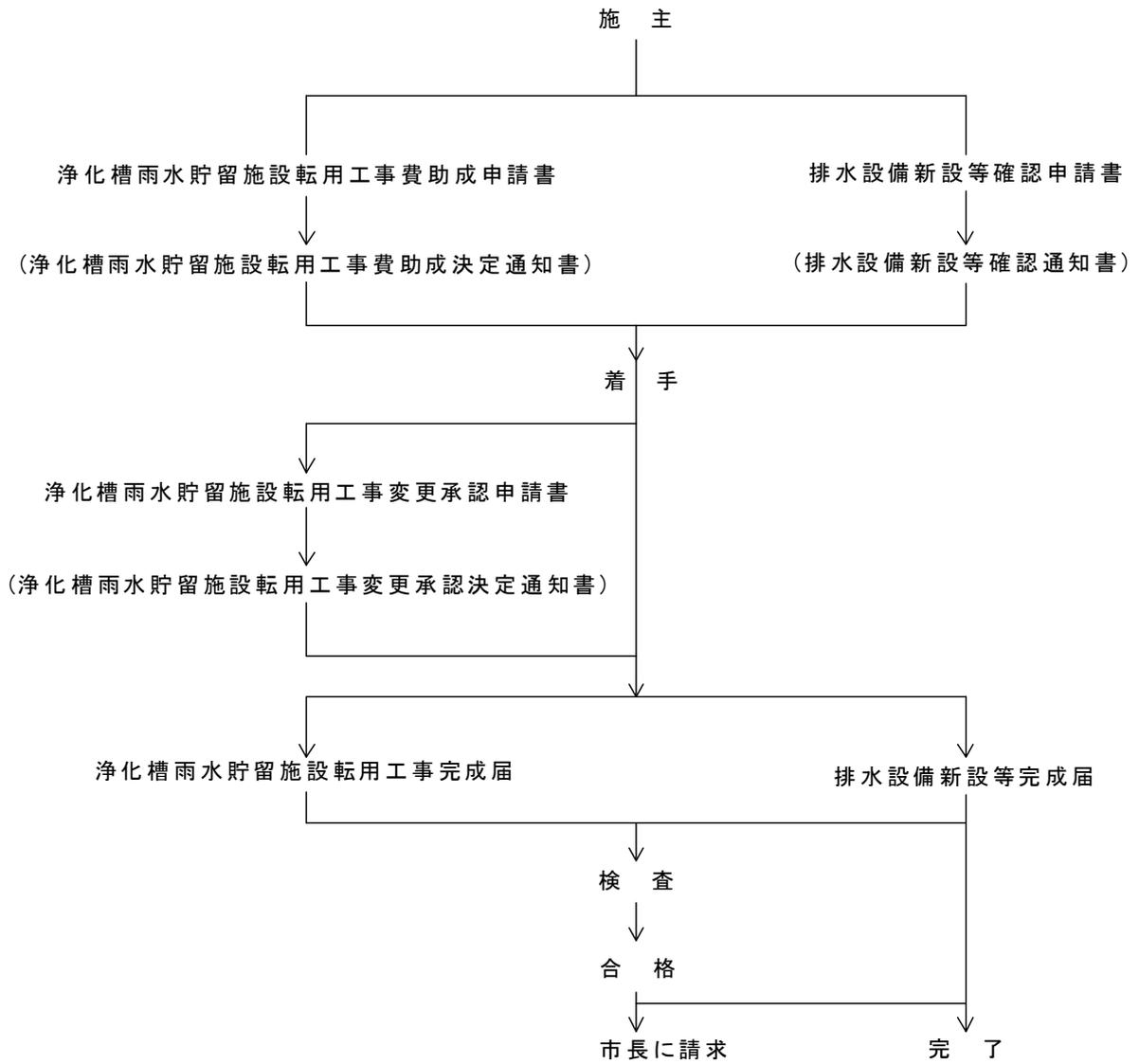
これらの申請があったときには、その内容を審査し、助成するかどうかを決定し、浄化槽雨水貯留施設転用工事費助成決定通知書により、申請者に通知する。

助成の決定を受けた者は、条例第5条の規定による排水設備の新設等の計画の確認を受けて速やかに工事に着手しなければならない。

また、助成の決定を受けた工事計画を変更しようとするときも、市長の承認を受けなければならない。

以上の手続きが完了し、工事が完成したときは、5日以内に浄化槽雨水貯留施設転用工事完成届を提出し、条例第26条の規定による排水設備新設等完成届をあわせて提出し、検査を受けなければならない。

助成金は、この工事完成検査合格後に交付する。



藤 沢 市 長 申請人	年 月 日 住 所 (フリガナ) 氏 名 印 電話番号							
藤沢市浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。 なお、市長が資格要件に関する審査を行うにあたり、市が保有する関係資料を調査することを承諾します。								
改 造 工 事 場 所	藤沢市							
浄化槽の種別及び規模								
指 定 工 事 店 名 及 び 所 在 地								
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 案内図 1 部 <input type="checkbox"/> 平面図 1 部 <input type="checkbox"/> 工事費内訳書 1 部							
この申請を次のとおり決定してよいでしょうか。								
起案 . .								
下水道業務課						公印使用	決裁 . .	
課長	主幹	補佐	主査	担当	調査		調査	通知 . .
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 助成する <input type="checkbox"/> 助成しない							
決 定 理 由								
条 件								
指 示 事 項								
助成しない理由								
							助成金交付年月日	

委任状

No. _____

委任事項

私は、次の事項に係る請求及び受領の権限を委任します。

1、浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成金 ¥ 円

委任年月日 年 月 日

委任者（申請者） 住所 _____

氏名 _____ 印

受任者（指定工事店） 住所 _____

氏名 _____ 印

浄化槽雨水貯留施設転用工事完成届

No. _____

藤 沢 市 長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 届出者 住 所 _____ (フリガナ) 氏 名 _____ 印 電話番号 _____ </div>	年 月 日						
藤沢市浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成に係る改造工事が完成したので、次のとおり届けます。							
改造工事場所	藤沢市						
既に受けた助成決定の日付及び通知番号	年 月 日 第 号						
指定工事店名及び所在地							
完成年月日	年 月 日						
上記届出に基き検査の結果次のとおりでした。							
課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	起案	.	.
					決裁	.	.
検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格						
検 査 事 項							
検 査 員 氏 名	印 検査年月日 . .						
助成金交付年月日	. .						

第7章 ポンプアップ施設設置工事費助成の取扱い

7. 1 助成の目的（ポンプ助成規定第1条）

認可区域内の公共下水道に排水可能な区域において宅地が公共下水道よりも低い場合、既存の建物から排水される汚水をポンプアップにより排水するものに対し設置費用の一部を助成し公共下水道の利用及び水洗化促進を図るものである。

7. 2 助成の対象（ポンプ助成規定第2条）

排水可能な区域内で既存の建物から排水される汚水を建物の敷地の地勢により自然流下で公共下水道に流入させることが困難なために汚水ポンプを設置しなければならないものに対して行うものである。ただし、市税・下水道受益者負担金を滞納している者はこの限りではない。

7. 3 助成の範囲（ポンプ助成規定第3条）

助成の範囲は、下水を排除するために設けるポンプ施設から自然流下可能な汚水ますまでの配管工事の費用の3分の2以内とする。ポンプ施設とは、ポンプ槽及び動力施設をいい圧送管を含むものである。

7. 4 助成の申請（ポンプ助成規定第4条）

助成を受けようとするものは、汚水ポンプ設置助成申請書に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図 2部
- (2) 工事見積書 2部
- (3) 平面図 2部
- (4) 委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

これらの申請があったときには、その内容を審査し、助成するかどうかを決定し、汚水ポンプ設置助成決定通知書により申請者に通知する。助成決定を受けたものは条例第5条の規定による排水設備の新設等の計画の確認を受けて速やかに工事に着手しなければならない。

また、添付書類に記載した工事計画を変更しようとするときにも市長の承認を受けなければならない。

以上の手続きが完了し工事が完成したときには、速やかに汚水ポンプ設置工事費確定報告書を、条例第26条の規定による排水設備新設等完成届と併せて提出し、工事完成検査合格後に交付する。

年 月 日

藤 沢 市 長

申請人 住 所 _____
 (フリガナ)
 氏 名 _____ 印
 電話番号 _____

藤沢市汚水ポンプ設置助成規程に基づき、次のとおり申請します。
 なお、市長が資格要件に関する審査を行うにあたり、市が保有する関係資料を調査することを承諾します。

設 置 場 所	藤沢市	
工 事 費	円	
工 事 の 内 容		
施 行 工 事 店 (指定工事店)	所在地	
	名 称	電話 ()
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 位置図2部 <input type="checkbox"/> 工事費見積書2部 <input type="checkbox"/> 平面図2部 <input type="checkbox"/> その他 ()	

上記の申請について次のとおり決定してよいでしょうか。							起案	・	・	
下水道業務課						公印使用	決裁	・	・	
課長	主幹	補佐	主査	担当	調査		調査	通知	・	・

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 助成する <input type="checkbox"/> 助成しない
---------	--

決 定 理 由	藤沢市汚水ポンプ設置助成規程第5条による。 ----- ----- -----
---------	--

指 示 事 項	----- ----- -----
---------	-------------------------

汚水ポンプ設置工事費確定報告書

年 月 日

藤 沢 市 長

申請人 住 所 _____
 (フリガナ)
 氏 名 _____ 印
 電話番号 _____

次のとおり報告します。

設 置 場 所	藤沢市		
工 事 費	円		
工 事 の 内 容			
施 行 工 事 店 (指定工事店)	所在地		
	名 称	電 話	()
備 考			

上記の報告に基づき助成金額を下記のとおり決定し、申請人に通知してよいでしょうか。

起案	. .
決裁	. .
通知	. .

課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	公印使用
-----	-----	------	-----	-----	------

助 成 金 額	円
---------	---

指 示 事 項	

第8章 区域外下水道

8. 1 目的

藤沢市の都市計画における市街化調整区域を対象とし、将来の公共下水道の一環として管渠を整備することにより、快適な生活環境を確保するために必要な基準を定めること。

8. 2 適用の範囲

区域外下水道を実施する区域は、市街化区域に隣接する区域又は公共下水道及び公共用水域に容易に接続できるもので自然流下を原則とし、公共下水道又は公共用水域の能力、維持管理に支障が無く、市街化区域の公共下水道管渠敷設工事費と同程度以内で整備可能な区域とする。

公共下水道管渠敷設工事費

- (1) 処理区域の場合 1,900 千円以下／1戸あたり
- (2) 排水区域の場合 1,725 千円以下／1戸あたり

8. 3 申請の手続き

a. 管渠敷設が必要な場合

区域外下水道の整備を実施する区域の関係者は、事業の円滑を図るために下水道整備組合を設立し、代表者を定めて市長に申請を行う。

b. 取付管工事が必要な場合

前面道路に区域外下水道の管渠が敷設されていて取付ます及び取付管工事のみで下水管渠に接続が可能な場合は、接続者が取付ます等自費施工申請書及び移管届を提出する。

8. 4 事業費用の負担

事業費用の住民負担額は、次の表のとおり。 (千円／戸)

	本管敷設工事	取付ます、取付管工事
処 理 区 域	3 8 0	3 8 0
排 水 区 域	3 4 5	3 4 5

第9章 区域外水洗便所改造等資金貸付

9. 1 区域外水洗便所改造等資金貸付の目的（区域外貸付要綱第1条）

藤沢市の環境衛生の向上を図るため、宅地内の下水を排除する排水設備を新設しようとする者及び水洗便所に改造しようとする者に対し、その工事に必要な資金を貸し付けて水洗化普及を図るもの。

9. 2 用語の定義（区域外貸付要綱第2条）

次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 区域外下水道
藤沢市公共下水道認可区域外で当該利用者と共同で設置する下水道
- (2) 水洗便所改造等
流末が公共下水道に接続される区域において、宅地内排水を下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他排水設備の設置に併せて汲み取り便所を水洗便所に又は、尿尿浄化槽を撤去又は廃止するものをいう。
- (3) 排水設備
宅地内排水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他排水設備。

9. 3 貸付けの対象（区域外貸付要綱第3条）

資金の貸付けは、次の各号の一つに定める者に対して行う。

- (1) 水洗便所改造等の貸付けは、当該区域内で水洗便所に改造しようとする者。
- (2) 排水設備新設資金の貸付けは、当該区域内で排水設備を新設しようとする者。

9. 4 貸付けを受けることができる者の資格（区域外貸付要綱第4条）

貸付けを受けることができる者は、建築物の所有者若しくは当該建築物の所有者の同意を得た占有者又は建築物の敷地でない土地にあっては、当該土地の所有者で、次の各号に定める者でなければならない。

- (1) 市県民税、固定資産税、下水道受益者負担金及び、下水道使用料のいずれも滞納していない者。
- (2) 償還能力を有する者。（課税対象となる年間所得が年間の償還額を上回る者。）
- (3) 資格条件をみたす連帯保証人がある者。

9. 5 貸付けの額（区域外貸付要綱第5条）

貸付け額は、工事費相当額とする。ただし、工事の区間に応じ、次の各号に掲げる額を超えることが出来ない。

- (1) 水洗便所改造工事及び排水設備新設工事（処理区域）
対象建築物1棟につき500,000円（大便器を2器以上設置する場合には、2器目以上のものについて1器ごとに200,000円を加えた額）
- (2) 排水設備新設工事（排水区域）
対象建築物1棟につき400,000円
- (3) 市長は、前項の規定に関わらず、特に必要と認めるときは、貸付け金を増額すること

ができる。

9. 6 貸付金の利息（区域外貸付要綱第6条）

貸付け金利息は、無利息とする。

9. 7 連帯保証人の資格条件（区域外貸付要綱第7条）

- (1) 年齢20歳以上の者。
- (2) 課税対象となる年間所得が220万円上である者。
- (3) 市県民税、固定資産税、下水道受益者負担金及び下水道使用料のいずれも滞納していない者。

9. 8 貸付けの申請（区域外貸付要綱第7条）

貸付けを受けようとする者は、条例第5条の規定に基づく排水設備の確認を受ける際に、次の各号に定める要件を備える連帯保証人と連署の上、必要な書類を添えて区域外水洗便所改造等資金貸付申請書により市長に申請しなければならない。

添付書類

- (1) 水洗便所改造等資金借用証書
- (2) 委任状
- (3) 住民票の写し、所得を証する書類（所得（課税）証明書など）、納税証明書（市県民税と固定資産税の2枚）

9. 9 交付時期（区域外貸付要綱第8条）

貸付金は、条例第26条に規定する検査に合格した後に交付する。

9. 10 貸付金の償還方法（区域外貸付要綱第9条）

貸付金の交付を受けた者は（以下「借受人」という。）、当該貸付金を借受けた日の属する月の翌月から36ヶ月以内において毎月均等償還の方法によって毎年末日までに償還しなければならない。この場合において、償還金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、第1回の償還額に合算するものとする。

市長は、天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、前項の規定に関わらず、償還期間を延長することが出来る。

9. 11 遅延損害金（区域外貸付要綱第10条）

借受人が、償還期限までに納付しない場合、償還金額が2,000円以上のときは、償還金にその償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、最初の1ヶ月は年2.9%、2ヶ月目以降は年9.2%の割合を乗じて得た金額に相当する遅延損害金を償還金額に加算して納付しなければならない。ただし、遅延損害金の割合については、藤沢市税外収入金に関する延滞金条例に規定する割合とする。

区域外水洗便所改造等資金貸付申請書

No. _____

藤 沢 市 長	年 月 日
	申請人 住 所 _____ (フリガナ) 氏 名 印 _____ 印 電 話 (_____ 局) _____
	連帯保証人 住 所 _____ (フリガナ) 氏 名 印 _____ 印 大正 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 電 話 (_____ 局) _____

次のとおり申請します。
なお、市長が資格要件に関する審査を行うにあたり、市が保有する関係資料を調査することを承諾します。

申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 処理区域内の水洗便所改造及び排水設備新設工事に係る資金の借受け <input type="checkbox"/> 排水区域内の排水設備新設工事に係る資金の借受け					
予定工事費及び貸付金借受申請額	(1) 便 所 工 事 _____ 棟 (大便器 _____ 器) _____ 円 (2) 排 水 工 事 _____ 棟 _____ 円				貸付金借受申請額 _____ 円	
施 行 場 所	藤沢市					
家屋所有区分	<input type="checkbox"/> 自 己 <input type="checkbox"/> 借 家 <input type="checkbox"/> その他 (_____)					
借地の場合の所有者住所氏名	住 所 _____					
	氏 名 _____ 電話 (_____ 局) _____					
指定工事店名及び所在地	_____ 電話 (_____ 局) _____					
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 所得を証する書類 <input type="checkbox"/> 納税証明書 (市県民税・固定資産税)					
上記の申請を次のとおり決定してもよいでしょうか。						起 案 . .
下水道業務課					公印使用	決 裁 . .
課長	主幹	補佐	主査	担当		調査
						施 行 . .
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 貸 付 け る <input type="checkbox"/> 貸 付 け ない				貸付対象区分 <input type="checkbox"/> 対象建築物 棟 器 <input type="checkbox"/> 大便器 <input type="checkbox"/> 雨水排水設備 <input type="checkbox"/> 私道等 (広敷地) <input type="checkbox"/> テラスハウス等 <input type="checkbox"/> その他	
決 定 理 由	貸付要綱の規定による					
条 件	_____					
指 示 事 項	_____					
貸付ない理由	_____				貸付金交付年月日 _____	

収入印紙貼付欄
 (捺印すること)
 10万以下 200円
 50万以下 400円
 100万以下 1000円
 500万以下 2000円

区域外水洗便所改造等資金借用証書

No. _____

- 1 借用金額 円
- 2 借用期間 年 月 日から
年 月 末日まで
- 3 利 息 無 利 息
- 4 償還方法

次により毎月末日までに償還する。

- 1 回目 円 年 月 日から
2回目以降 円 年 月 末日まで

藤沢市水洗便所改造等資金貸付要綱の該当事項了承のうえ、上記のとおり借用しました。

なお、借受人が償還できない場合は連帯保証人が遅滞なく償還します。

年 月 日

借 受 人 住 所 _____
氏名印 _____

連帯保証人 住 所 _____
氏名印 _____

大正 _____
生年月日 昭和 _____ 年 月 日生
平成 _____

藤 沢 市 長

第10章 取付ますの事務取扱い

取付ます及び取付管は、公共下水道施設の一部として、公共下水道の供用開始に合わせて設置されるものであるが、この取付ますは、公費にて設置する取付ます（「公共取付ます」という。）と、自費で設置する取付ます（「自費施工取付ます」という。）とに分けられる。

10.1 取付ますとは

市の管理する公共下水道のうち、宅地内の下水を下水道に流入させるために設ける排水設備と下水道本管との間に設ける施設をいう。（原則公道に接する民地側に設ける）又、このますは公費にて設置する取付ますと同様に、自費にて設置した取付ますも市の管理するものである。

この取付ますには、汚水を排除する汚水ますと、雨水を排除する雨水ます及び汚水と雨水を排除する合流ますがある。

10.2 公共取付ます

公共下水道事業計画区域内で、土地又は家屋の所有者又は占有者は、公共下水道の供用開始がされている区域又は、排水可能な市の管理する下水道があるとき、申請者が取付ますの設置を希望するときは、藤沢市下水道条例施行規則第4条の規定により、分流式において、汚水を排除するための汚水取付ますを設置し、雨水を排除するための雨水取付ますを設置する。合流式においては、雨水、汚水を取付ますに接続するものである。合流式においては、汚水と雨水を排除する（合流）取付ますがある。

10.2.1 申請について

取付ますの設置を希望する者は、公共取付ます設置依頼書（汚水雨水合流）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、設置まで最低3ヶ月の期間を要する。また、やむをえない場合を除き排水設備新設等確認申請書を同時に申請する。手続きについては、「取付ます等設置に伴う申請の手続きについて」と10.4 藤沢市公共下水道取付ます等の設置に係る取扱い基準規程をご覧ください。

10.3 自費施工取付ます

公共下水道又は市の管理する下水道の築造されている地域において、自己の都合により取付ますを設置する必要がある場合、公共下水道施設工事施工等承認申請書により、市長に届け出なければならない。

10.3.1 申請の手続き

自費施工にて設置する取付ますは、公共下水道施設工事等承認申請書にて、排水設備新設等確認申請をする以前に届け出なければならない。その際に道路管理者に道路の占用掘削の申請をし、その許可後でなければ工事に着手してはならない。

なお、この設置された取付ますは、工事検査合格後に市に移管し、市の資産として管理される。

添付書類としては、HP（藤沢市-下水道業務課-各種申請書類）に掲載されている公共下水道施設工事等承認申請書一式をご覧ください。

10.4 取付ます等設置に伴う申請の手続きについて

取付ます等の設置を希望する方は、公共取付ます設置等依頼書に次の各号に定める書類を添えて、藤沢市長に排水設備新設等確認申請書と合わせて申請してください。なお、公費によるますの設置の可否については、誤解の生じを避けるため、必ず事前相談を下水道業務課にしてください。事前相談のない申請は受理できません。また、電話によるお問い合わせは誤解が生じますのでお受けできませんのでご了承ください。

(必要書類)

- (1) 案内図 1部
- (2) 取付ます設置位置図 1部
(付近の道路の幅員、側溝等の構造物の表示されたもの、駐車場位置、下水道本管の位置、深さ、取付管の延長、取付ますの位置(上流人孔から距離で明示)等の表示)
- (3) 排水設備平面図 1部
排水設備新設等確認申請書に添付する平面図
- (4) 全部事項証明書(土地登記簿謄本)の写し 1部
(本管理設時の所有状況および、対象地の現所有者がわかるもの)
※事前相談時と土地所有者が変わっている場合添付

(設置までの期間)

申請を受理されてから3ヶ月程度の期間がかかりますので申請は早めをお願いします。(依頼の混雑状況及びます等の設置場所の施工条件によっては、それ以上かかる場合もございます。)

以 上

藤沢市公共下水道取付ます等の設置に係る取扱い基準規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公共下水道事業認可区域内における公共下水道のうち取付ます等の設置に係る取扱いについて必要な事項を定め、適正な指導を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 公共下水道 | 下水道法第2条第3項に規定する公共下水道をいう。 |
| (2) 公共下水道事業認可区域 | 下水道法第4条第1項の規定により認可を受けた区域をいう。 |
| (3) 取付ます等 | 公共下水道のうち、藤沢市下水道条例施行規則第4条第5項に規定する取付ます及び取付管をいう。 |
| (4) 本管 | 市が設置し、又は管理する管をいう。 |
| (5) 供用開始の公示等 | 下水道法第9条に規定する行為をいう。 |
| (6) 換地処分 | 土地区画整理法第103条第1項による行為をいう。 |
| (7) 仮換地面積 | 土地区画整理法第98条の仮換地の指定を受け、かつ使用収益の開始された土地の面積をいう。 |
| (8) 開発行為等 | 都市計画法第4条第12項に規定する行為及び、藤沢市特定開発事業等に係わる手続き及び基準に関する条例第2条例1項及び第2項に規定する行為をいう。 |
| (9) 排水面積 | 雨水排水については、土地のすべての面積をいう。 |

(判断基準)

第3条 取付ます等の設置は、次の各号に掲げる事項により、行うものとする。

- (1) 市が本管を布設する際、取付ます等の設置は、藤沢市下水道条例施行規則第4条第3項に基づき市が行うものとする。
なお、供用開始の公示後に取付ます等を設置する場合には、藤沢市下水道条例施行規則第4条第3項及び4項の排水面積に基づき市が行うものとする。
以下、排水面積とは次に掲げるものとする。
 - イ) 排水面積を算定する場合において、当該土地所有者及び土地面積は全て供用開始の公示時の土地所有者及び実測又は不動産登記法第14条に規定する土地登記簿、その他の公簿による面積を基準とする。
 - ロ) 排水面積を算定する場合において、隣接する土地が同一所有者であれば、1つの土地として面積を算定する。
- (2) 前号に規定する場合以外及び開発行為等に該当する場合は自費にて設置するものとする。

附則

1. この規程は平成24年12月27日から施行する。
2. この規程の施行の日前に依頼のあった公共取付ます等設置依頼の取扱については、従前の例による。
3. この規程の施行にあたって、別に市長が認めた場合は、この限りではない。

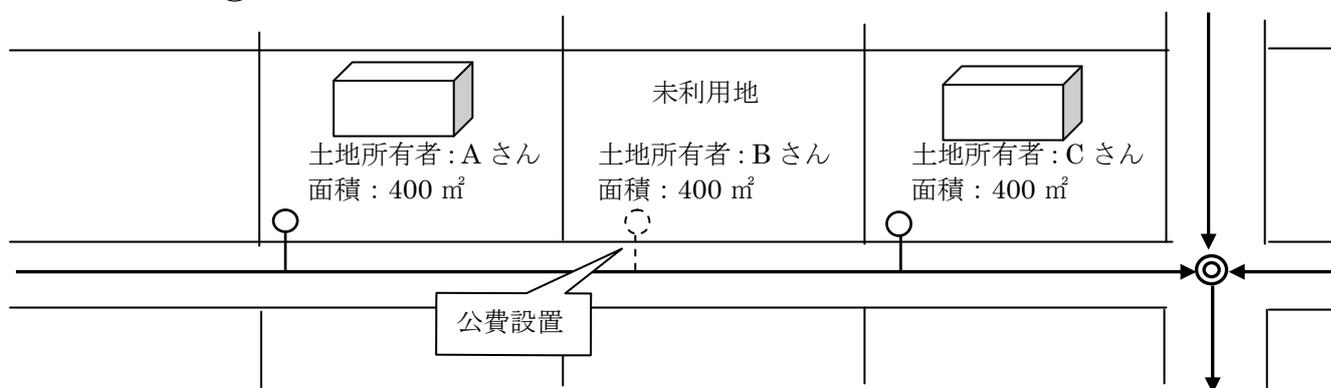
以 上

公費で設置する取付ます等（取付ます及び取付管）は下表を基準とする

排水面積 (m ²)	公費で設置する取付ます等
600m ² 未満	1箇所
600m ² 以上900m ² 未満	2箇所
900m ² 以上1200m ² 未満	3箇所
以下300m ² 増えるごとに1箇所追加	

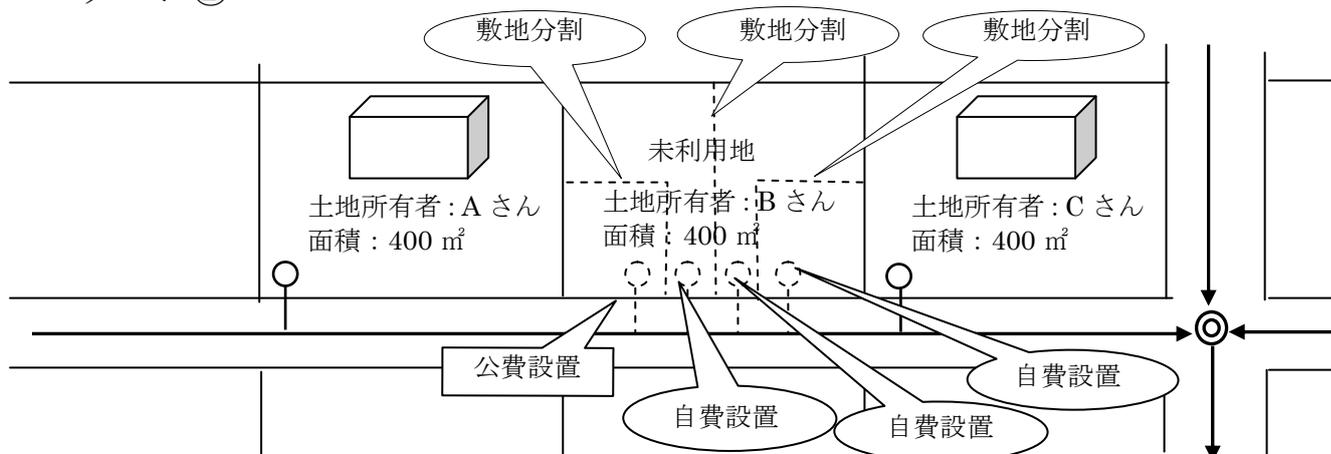
- ※ 土地所有者及び排水面積は全て供用開始公示時の登記簿上の土地所有者及び面積を基準とする。
- ※ 隣接地が同一所有者であれば地番が別でも1つの土地として、面積算定する。
- ※ 供用開始公示後に自費施工設置届の帰属に係るもの及び公費で設置した取付ます等は、供用開始公示時に設置したものとして扱う。
- ※ 区画整理事業中は仮換地図を基準にする。

パターン①



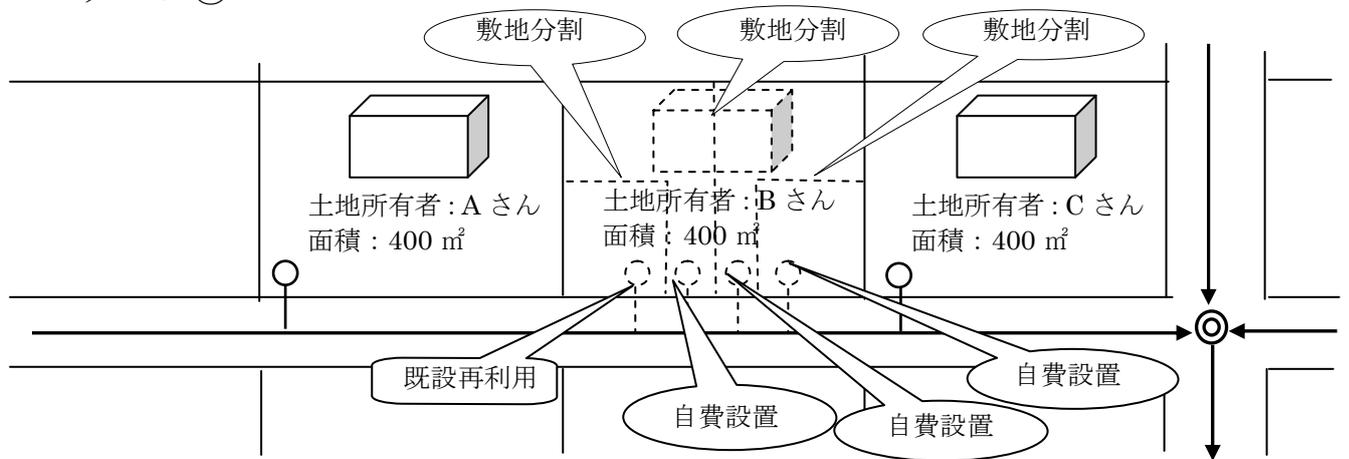
- ※ 開発行為等に係るものは、取付ます等は自費施工とする。
- 供用開始公示時に未利用地だった等の理由により、取付ますを設置しなかったBさんの土地には下水道条例施行規則第4条第3項に基づき、公費で取付ます等を1箇所設置する。

パターン②



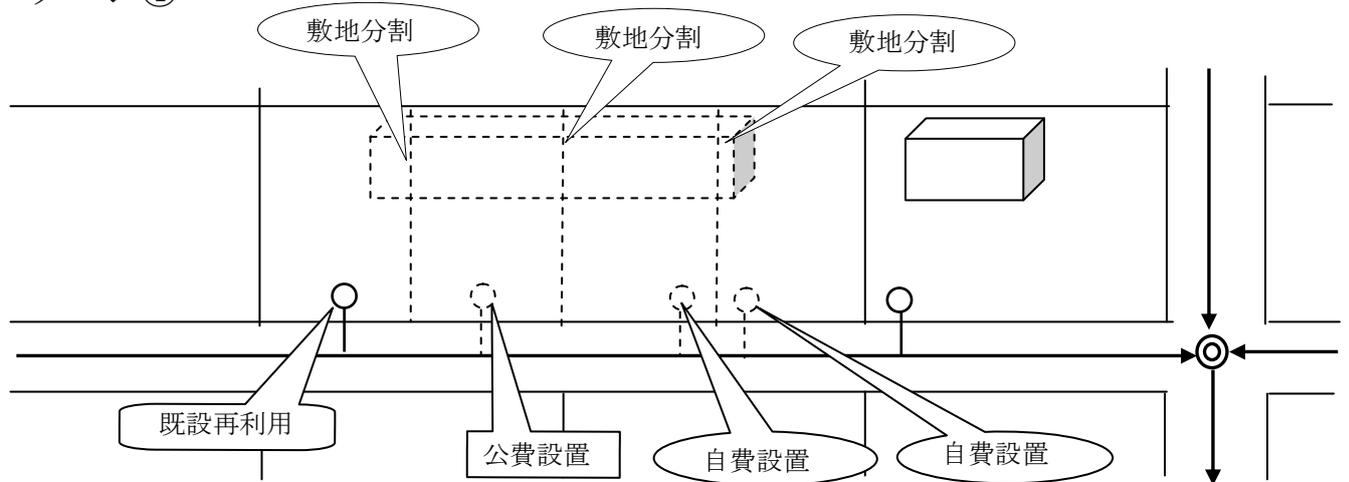
- 供用開始公示時に未利用地だった等の理由により、取付ますを設置しなかったBさんの土地には下水道条例施行規則第4条第3項に基づき、公費で取付ます等を1箇所設置する。

パターン③



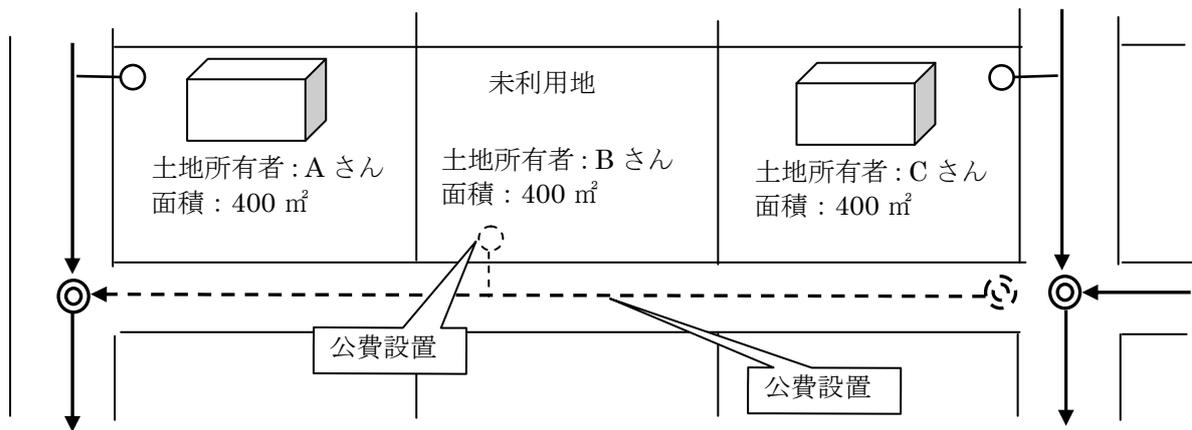
供用開始公示時に 400 m²あり、取付ます等が既に 1 箇所設置されている（自費・公費を問わず）Bさんの土地を分割し取付ます等を追加しようとする場合は自費工事となる。

パターン④



供用開始公示時に 800 m²あり取付ます等を公費で 2 箇所付けられたが 1 箇所しか付けなかったAさんの土地には下水道条例施行規則第 4 条第 4 項に基づき公費で 1 箇所取付ます等を設置する。

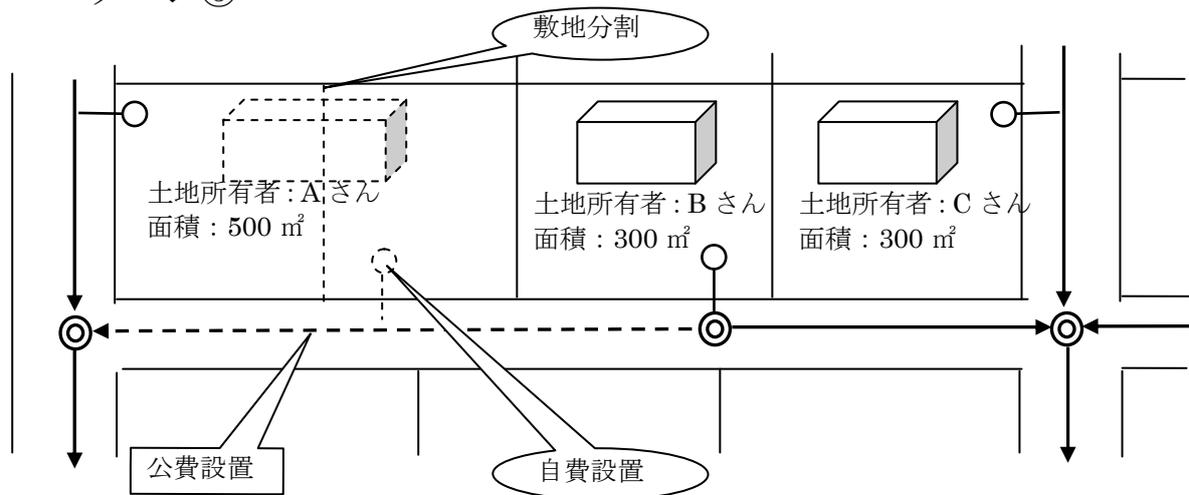
パターン⑤



供用開始公示時に未利用地だった等の理由により、本管及び取付ます等を設置しなかったBさんの土地には公費で本管を布設し、下水道条例施行規則第4条第3項に基づき公費で取付ます等を1箇所設置する。

(ただし、本管施工が伴うため予算措置が必要となり、次年度以降に整備する)

パターン⑥



供用開始公示時に既に公共下水道が利用可能であったAさんの土地を敷地分割し取付ます等を追加する場合は本管は公費で設置するが、取付ます等は自費で設置する。

(ただし、本管施工が伴うため予算措置が必要となり、次年度以降に整備する)